

丹波古文書倶楽部 会則一部改正(案) 2018. 3. 10

(名称)

第1条 本会名称は、丹波古文書倶楽部と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに、古文書の調査研究を行い、その成果を次世代へ伝えていくことを目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、代表宅に置く。

(事業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員の学習会の開催
- (2) 事業内容の発信
- (3) 他文化団体との交流
- (4) その他、目的達成に必要な事業

(役員)

第5条 本会に、第4条に定める事業の円滑な推進を図るため、次の役員を置く。

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 代表 | 1名 |
| (2) 副代表 | 1名 |
| <u>(3) 渉外担当副代表</u> | <u>1名</u> |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 監事 | 1名 |

2 代表は本会を代表し、会務を統括する。

3 副代表は会員の学習会の円滑な進行を司り、代表が事故等で不在の場合に代表の職務を代行する。

4 渉外担当副代表は代表を補佐し、主として会の渉外事項の円滑な進行を司る。

5 会計は本会の経理を担当する。

6 監事は本会の業務執行状況、経理状況を監査する。

(役員を選任)

第6条 本会の役員を選任は、会員の中から互選するものとする。

(役員任期)

第7条 本会の役員任期は1年間とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合における役員任期は、前任者の残任期間とする。

(経費)

第8条 本会の経費は、会員からの会費及びその他の収入をもって充てる。

(会計)

第9条 本会の会計は、4月から始まり、翌年3月末までとする。

(招集)

第10条 例会は、代表が招集する。

(補足)

第11条 本会則に定めない内容が必要となったときは、例会で定めるものとする。

附 則

この会則は、平成23年4月1日から施行する。

一部変更は平成30年3月10日から施行する。